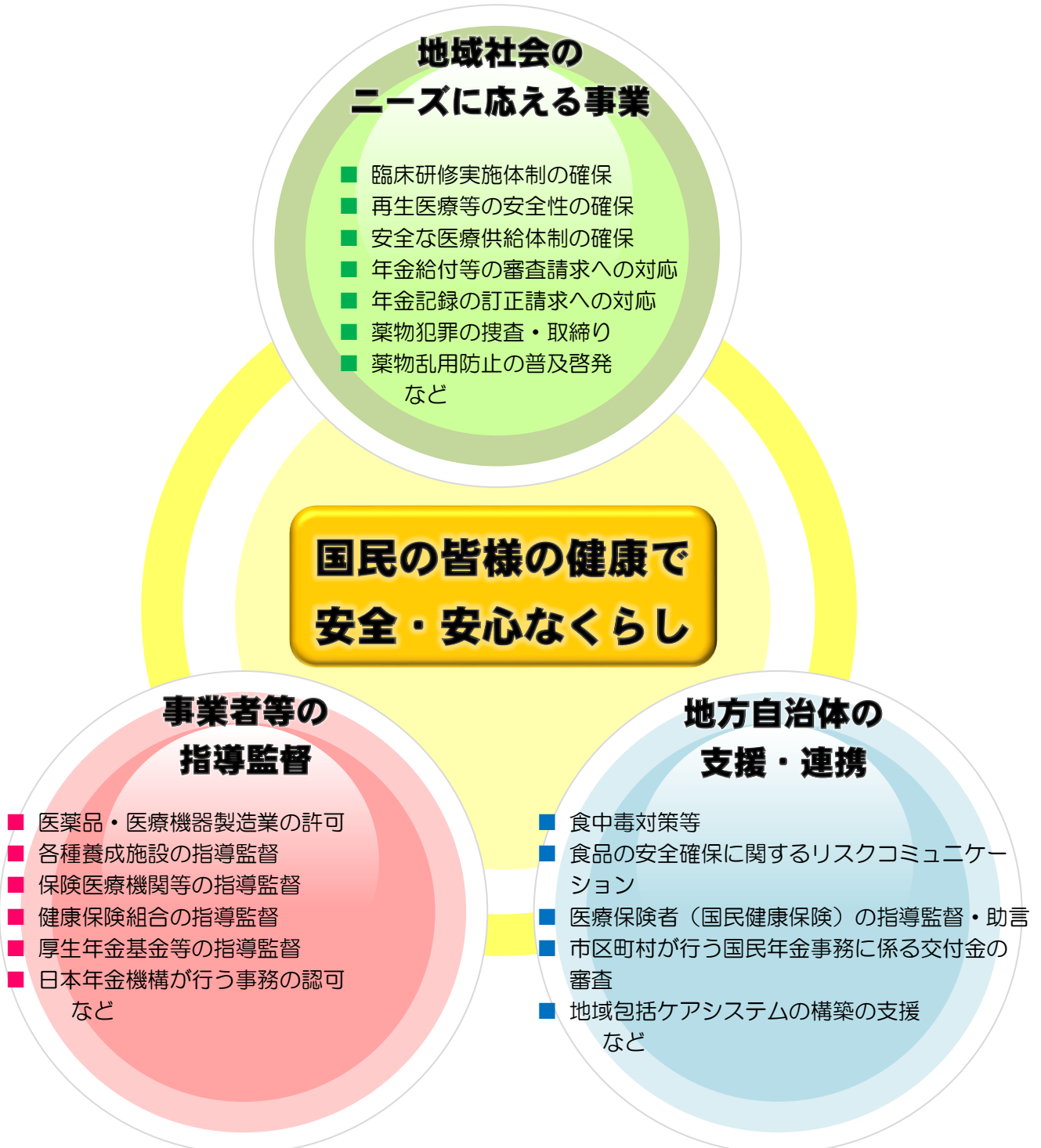


第 I 章 関東信越厚生局の業務概要

- 基本理念等

1. 関東信越厚生局の業務概要

関東信越厚生局は、国民の皆様の身近な社会保障政策など、厚生行政の実施機関として、関東甲信越地域 1 都 9 県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県）で生活・活動される国民の皆様の健康で安全な暮らしを支えるための様々な業務を行っています。



2. 関東信越厚生局の基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ



ひと、くらし、みらいのために

関東信越厚生局

基本理念

私たち関東信越厚生局は、
地域社会の身近な行政機関として、
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

職員行動規範

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえつつ、
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

- 地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
- 行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
- 行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

- 公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
- 法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
- 自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

関東信越厚生局では、平成21年9月に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、若手職員を中心としたチームでの議論、全職員へのアンケートや意見募集を行い、平成22年1月26日に「基本理念」「職員行動規範」「キャッチフレーズ」を策定しました。

3. 関東信越厚生局の組織体制

